

入札説明書

公益財団法人堺市産業振興センター

入札公告した案件に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか下記のとおりとする。

記

1. 入札参加資格に関する事項

入札参加者は、以下の要件全てに該当する者であること。

- (1) 堺市建設工事等入札参加資格登録事務取扱要綱（平成20年制定。以下「登録要綱」という。）に基づく入札参加資格を有し、登録要綱第8条に基づく事業所の所在地が堺市内にある者であること。また、堺市建設工事競争入札参加者格付要綱（昭和61年制定）第3条に基づく等級への格付（以下「等級格付」という。）に基づき、そのランクはBランク以上であること。なお、経営事項審査は当該資格の要件としない。
- (2) 当該工事に必要な建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「必要許可業種」という。）は建築工事で、建設業法第3条に規定する一般建設業の許可（以下「一般建設業許可」という。）を有していること。
- (3) 現場代理人及び技術者（以下「技術者等」という。）を適正に配置できること。なお、現場代理人と技術者は兼任可とする。
- (4) 堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成11年制定）に基づく入札参加停止（以下「入札参加停止」という。）又は入札参加回避を入札参加申請の申請期間の末日（以下「申請締切日」という。）から開札日までの間、受けていないこと。
- (5) 堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定。以下「排除要綱」という。）に基づく入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱を含む。以下「入札参加除外」という。）を受けている者でないこと。また、排除要綱第5条第2号に規定する大阪府警察本部から暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する旨の通報等（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱に規定する通報等を含む。以下「府警からの通報等」という。）を受けた当該通報に係る者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に規定する更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者（同法第199条に規定する更生計画認可の決定（旧法第233条に規定する更生計画認可の決定を含む。）を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（同法第174条に規定する再生計画認可の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

2. 入札参加資格審査申請方法

入札参加者は、申請締切日までに入札参加資格審査申請（印鑑証明書を添付）を行い、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- (1) 入札参加資格審査申請は、封筒に次のものを封入し一般書留郵便又は簡易書留郵便により期限までに到着するよう郵送することとする。なお、あて名には「入札参加資格審査申請書」と追記すること。
 - ア 一般競争入札参加資格審査申請書（センター様式・センター理事長あてのもの）
 - イ 印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ウ 一般競争入札参加資格審査に係る誓約書（センター様式・センター理事長あてのもの）
 - エ 入札参加資格審査の結果通知用の返信用封筒（郵送先を記入、必要な金額の切手を添付）
- (2) センター指定の様式は、センターのホームページトップ画面のお知らせの「入札公告案件：堺市産業振興センター受水槽及び高架水槽他改修工事入札公告」という。）からダウンロードできます。

公益財団法人堺市産業振興センターホームページ <https://www.sakai-ipc.jp>

（郵送先） 〒591-8025 堺市北区長曾根町183番地5

公益財団法人堺市産業振興センター 総務課

- (3) 申請の取下げは認められないので、十分検討の上、申請を行うこと。また、センターが説明又は補正を求めた場合には、提示した期限までに、これに応じなければならない。
- (4) 申請に要する費用は、申請者の負担とする。また、提出された申請書類（添付書類を含む）の返却は一切行わないものとする。
- (5) 提出された申請書類等に虚偽の記載があれば、当該工事の入札参加資格を認めない。

3. 入札参加資格審査申請における注意事項

書類への記入漏れ、書類等の不足、郵送以外などの場合は、認定できないので注意して申請すること。

4. 審査結果の通知

- (1) 入札参加資格を有すると認められた（以下「認定」という。）申請者には、郵便により認定の通知を行う。
- (2) 入札参加資格が認められなかった（以下「不認定」という。）申請者には、その旨の理由を付して郵便により不認定の通知を行う。
- (3) 認定通知日から開札日までの間に入札参加資格を満たさなくなった者については、認定を取り消し、その旨の理由を付し、郵便により取消の通知を行う。
- (4) 審査の結果、入札参加資格者が1者に満たない場合は、当該入札を中止する。

5. 入札書及び質疑書様式、質疑回答、予定価格及び最低制限価格の公表

- (1) 入札書及び質疑書様式は、入札参加資格（不認定となった者は除く）審査通知とあわせて通知する。また、質疑回答は、入札書提出締切日の10日程度前に通知する。
- (2) 予定価格は、入札参加資格（不認定となった者は除く）審査通知とあわせて通知する。
- (3) 堺市契約規則第20条第1項に規定する最低制限価格は、落札決定後に公表する。

6. 入札に参加できない者

入札に参加できない者は、次のとおりとする。

- (1) 入札参加資格を満たさない者
- (2) 認定の通知を受けた後、開札までの間に入札参加資格を満たさなくなった者

7. 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札業者が正当な理由なく期限までに契約しないときは、落札金額（入札書に記載された金額）の100分の3に相当する額の違約金を徴収するものとする。

8. 契約条項等を示す場所

堺市産業振興センター経理規程、契約基準は、下記の場所で閲覧することができる。その他は堺市ホームページ等で閲覧してください。

（堺市産業振興センター経理規程、契約基準の閲覧場所）
堺市北区長曾根町183番地5
公益財団法人 堺市産業振興センター 総務課

9. 入札方法

- (1) 簡易書留郵便又は一般書留郵便により入札書を期限までに到着するよう郵送することとする。なお、郵送の際、封筒に赤字で「入札書在中」と追記すること。
- (2) 入札書記入にあたっては、審査通知の送付書に同封する入札書の記入例を参照すること。
- (3) 入札回数は、1回とする。
- (4) 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより落札候補者を決定するものとする。

10. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札書が所定の日時、場所に到着しないとき

- (2) 入札書に記入すべき事項の記入を欠き、又は入札書に記入した文字が判読できないとき
- (3) 入札書に実印の押印がないとき
- (4) 入札金額を改ざんし、又は訂正したとき
- (5) 1 件の入札に対して 2 通以上の入札書を提出したとき
- (6) 代理人による入札を行ったとき
- (7) 数人が共同して入札を行ったとき
- (8) 入札に参加する資格のない者が入札したとき
- (9) 予定価格を上回る価格で入札したとき
- (10) 最低制限価格を下回る価格で入札したとき
- (11) その他入札に関する条件に違反したとき

1 1. 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書提出期限までは、入札を辞退することができる。ただし、入札書が到着後は辞退することができず、いかなる時点においても書き換え、引き換え又は撤回を認めないものとする。
- (2) 入札書提出期限までに入札書が到着していない場合は、入札を辞退したものとみなす。

1 2. 開札等

- (1) 開札予定日時
入札公告のとおり
- (2) 開札場所
堺市北区長曾根町 183 番地 5 公益財団法人 堺市産業振興センター5 階コンベンションホール
- (3) 開札時の立会いは、開札当日出席した任意の入札参加者で行う。
- (4) 立会人は、各社 1 名とし、入札書に押印した印を持参すること。ただし、代表者でなく代理人が立合いする場合は、本センター理事長あての委任状（センター様式、代表者の押印を要）及び代理人の印鑑を持参すること。なお、立会人がいない場合は、当該入札事務に関係のない本センター職員を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札後、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (6) 開札の結果、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あった場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。ただし、くじ引きを行う対象となる者が、当該入札に立会人として参加している場合は、その者がくじ引きを行い、参加していない場合は、当該入札事務に関係のない本センター職員が代わりにくじ引きを行うものとする。

1 3. 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは入札を中止し、又は入札期日を延期するものとする。

1 4. 契約保証金

落札者は、本センターとの契約の締結前に、次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。なお、保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額等は、契約金額の 10 分の 1 以上とする。

- (1) 契約保証金の納付（現金又は銀行保証の小切手に限る。）
- (2) 債務不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、本センター理事長が信用力があると認める金融機関等の保証
- (3) 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結（定額てん補特約を付したものに限る。）
- (4) 契約保証金には利子を付さない。

1 5. 契約保証金の納付の免除

次のいずれかに該当した場合は、契約保証を免除できるものとする。

- (1) 相手方が保険会社との間に本センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証

- 書を提出したとき
(2) 金融機関の保証が得られたとき

16. その他

入札参加者は、設計図書等を熟読し、関係法令を遵守しなければならない。

17. 入札の実施に関する問合せ先

〒591-8025 堺市北区長曾根町183番地5
公益財団法人堺市産業振興センター 西野、松下
電話：072-255-3311 FAX：072-255-5200
メール：soumu@sakai-ipc.jp